

愛教振第1号
平成30年4月2日

P T A会長 様
学 校 長 様

一般財団法人愛媛県教育振興会
理事長 泉 谷 睦 美

会員加入申込み及び学校教育振興互助制度事業について

時下、ますますご清栄ことと推察申し上げます。日頃より、当会の運営につきましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も愛媛県県立学校教育振興互助制度を実施いたします。この事業は、県立学校のP T A団体に対して、教育振興のための教育活動や安全普及啓発活動に対して助成金の支給や、在籍する生徒児童が学校教育活動中に発生した障害等に対して、見舞金を支給することを目的としておりますが、この制度を利用するには、当会の会員であることが条件であります。

つきましては、今年度も会員加入申込及び助成事業の募集を下記のとおり実施しますので、是非ご加入いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 加入申込書について
 - ・加入の有無を、別紙の加入申込書により、5月7日(月)までに当会事務局まで送付して下さい。なお、加入しない場合も送付をお願いします。
- 2 会費の納入について
 - ・上記1の申込書により加入を希望した場合は、別添の振込書により会費を5月21日(月)までに最寄りの金融機関に払い込んで下さい。
 - ・会費の金額は、別添の加入申込書※児童・生徒一人当たりの会費を参考にして下さい。
- 3 助成事業について
 - ・教育活動助成金の交付を希望される団体は、5月31日(木)までに当会に申込書等を提出して下さい。なお、今年度、助成金を希望されない場合も、申込書にその旨をご記入の上、必ず提出して下さい。また、役員会等の都合でその締切期日までに提出が困難な場合は、当会事務局まで必ずご連絡下さい。
 - ・今年度の助成事業の計画・申請にあたっては、別添の「教育活動助成金申請要領」を参考にして下さい。
- 4 互助制度事業の概要
 - ・当会が実施する互助制度の概要については、当会ホームページ (<http://e-kyoushin.or.jp/>) 内の「一般財団法人愛媛県県立学校教育振興互助制度規程」を参考にして下さい。

教育活動助成金の概要について

助成対象団体	<p>(1)教育振興会の会員として本制度に加入し、会費を納入した県立学校のPTA団体 (分校・定時制も1団体とする。)</p> <p>(2)会員ではないが理事会で承認した教育関係諸団体</p>
助成金額	<p>1団体(学校)の教育活動助成金は上限を35万円とし、安全普及啓発活動助成金は上限を10万円とするが、2つの助成金を併せて1団体あたり35万を超えてはならない。但し、事業内容により、審査委員会で承認されればこの限りではない。</p>
今年度予算額	<p style="text-align: center;">18,000,000</p>
助成金の優先事業順位	<p>(1)周年記念事業</p> <p>(2)児童生徒が、安全安心かつ快適な学校生活を送るための支援事業 (具体例 防災教育事業、熱中症対策事業、AED購入・更新事業・交通安全対策事業等)</p> <p>(3)児童生徒が健全育成を図るための支援事業 (具体例 部活動、芸術文化発表会、講演会、交流体験事業、ボランティア活動事業等の経費)</p> <p>(4)上記の事業を行うための環境整備充実事業</p> <p>(5)学校行事支援事業(体育祭、文化祭等)</p> <p>(6)上記以外の事業で審査委員会が認めたもの (事業内容によっては、優先順位(1)になる場合もある。)</p>

資料2

各申請関係書類の作成上の注意

※ 必要な様式は、当会ホームページ(<http://e-kyoushin.or.jp/>)よりダウンロードして下さい。

(1) 事業助成申請書(様式1)について

- ① 申請書の代表者はPTA会長にして下さい。
- ② 事業の名称は、必ず「〇〇事業」と記入して下さい。
- ③ 事務担当者の名前と電話番号欄は、この申請内容について直ぐに対応できる者をご記入下さい。
- ④ 安全普及啓発活動助成金については、様式第6号で申請して下さい。

(2) 事業計画書(様式2)について

- ① 事業計画書には、その事業内容について必ず校長の承認が必要です。
- ② 申請時に実施要項・プログラム等がある場合は、添付して下さい。

(3) 収支予算書(様式3)について

- ① 見積書・カタログ及び事業計画予算書等、申請金額がわかるものを添付して下さい。
- ② 収入欄の合計は、総事業費とし、その内訳項目には、必ず交付希望の助成金を含めてください。

(4) 助成金請求書(様式7)について

- ① 振興会より助成金交付の決定通知があり次第、速やかに請求書を提出して下さい。
- ② 振込先の口座は、PTA会計の口座として下さい。

(5) 事業報告書(様式4)について

- ① 事業終了後、速やかに提出して下さい。
- ② 事業報告には、次のものを必ず添付して下さい。
 - ア、収支決算書(様式5)
 - イ、業者等の請求書の写し又はそれに類するもの(実施金額がわかるもの)
 - ウ、領収書又はそれに類するもの(支払ったことがわかるもの)の写し
- ③ 事業の内容については、事業の成果を含め具体的に記載して下さい。

(6) 障害見舞金請求書(様式8)について

- ① 該当する災害等が発生した時点で、すみやかに当会に連絡して下さい。
- ② 請求の際には、必ずPTA会長の副申書(様式9)を添付して下さい。
- ③ 添付書類の災害報告書及び障害報告書は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの給付金支払請求の際の控えがあれば、写し(学校長原本証明必要)を添付して下さい。